

改正後	現行
<p>別紙 重層的支援体制整備事業実施要綱</p> <p>1～6 (略)</p> <p>別添1～4 (略)</p> <p>別添5 多機関協働事業等実施要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業における居住継続支援体制の整備</u></p> <p><u>(1) 目的</u></p> <p><u>重層的支援会議において、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 世帯全体の課題が住まいや困窮だけでなく、複合化・複雑化しており、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）が直営または委託により自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）単独での対応が困難かつ入居後支援が必要であるが、既存の社会資源では対応が難しい者と判断され、</u> <u>・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業において、居住継続支援（入居後の見守り支援、地域の社会資源・支援メニューとのマッチング、地域と本人のつながりの形成に向けた支援等）が必要とされた者</u> <p><u>に対し、適切な支援を行うことができるよう、居住支援に係る基本的な取組を実施した上で、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援</u></p>	<p>別紙 重層的支援体制整備事業実施要綱</p> <p>1～6 (略)</p> <p>別添1～4 (略)</p> <p>別添5 多機関協働事業等実施要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

事業として、居住継続支援体制整備を行う。

(2) 実施内容

①に掲げる居住支援に係る基本的な取組を全て実施した上で、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業における居住継続支援体制整備として、②の取組を行うこととする。

- ①
- ・ 自立相談支援機関への住まいの課題に対応する支援員の配置
 - ・ 市町村庁内での居住支援に係る連携体制（重層的支援体制整備事業の主管課と居住支援関係課との連携等）の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第6項第2号に基づく地域居住支援事業の実施
 - ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人との連携体制の整備
 - ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会へのアウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者の参加
- ②
- ・ 支援対象者と地域とを円滑につなげるための社会資源の把握
 - ・ 関係者間のネットワークづくり
 - ・ 居住継続支援を行う者（居住継続支援員）等の資質向上

別記1 （略）

別記1の1～1の3 （略）

【別添1】～【別添5】 （略）

別記1 （略）

別記1の1～1の3 （略）

【別添1】～【別添5】 （略）

【別表】 (略)

別記1の4

1 (略)

2 実施主体

実施主体は、都道府県等とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、都道府県等が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、以下の取組を実施することとする。

(1) (略)

(2) 配置職員

自立相談支援機関には、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員（以下「主任相談支援員等」という。）を配置することを基本とする。また、主任相談支援員等は、原則として、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。（ただし、当分の間は、この限りでない。）

それぞれの職種における主な役割は以下のとおりであるが、都道府県等の人口規模、人員等の状況により、相談支援員が就労支援員を兼務す

【別表】 (略)

別記1の4

1 (略)

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、都道府県等が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、以下の取組を実施することとする。

(1) (略)

(2) 配置職員

都道府県等が直営又は委託により自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）には、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員（以下「主任相談支援員等」という。）を配置することを基本とする。また、主任相談支援員等は、原則として、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。（ただし、当分の間は、この限りでない。）

それぞれの職種における主な役割は以下のとおりであるが、都道府県

改正後	現行
<p>るなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。軟な対応を行うことも可能とする。</p> <p>なお、自立相談支援事業と一時生活支援事業を一体的に実施する場合には、一時生活支援業の利用者に対する相談支援を行う相談支援員等においては、一時生活支援業の利用者に対する相談支援を行う相談支援員等を配置することができる。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>別記1の5 (略)</p> <p>別記2 (略)</p> <p>別記2の1～別記2の5 (略)</p>	<p>等の人口規模、人員等の状況により、相談支援員が就労支援員を兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。軟な対応を行うことも可能とする。</p> <p>なお、自立相談支援事業と一時生活支援事業を一体的に実施する場合には、一時生活支援業の利用者に対する相談支援を行う相談支援員等においては、一時生活支援業の利用者に対する相談支援を行う相談支援員等を配置することができる。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>別記1の5 (略)</p> <p>別記2 (略)</p> <p>別記2の1～別記2の5 (略)</p>